

第3次 愛媛県男女共同参画計画 (中間改定)

～人生100年時代、一人ひとりが自分らしく
輝ける共生社会を目指して～

男女共同参画社会の実現イメージ

家庭

では

- ・男女が共に家事・育児・介護などに参画し、喜びや苦労を分かち合っています。
- ・多様な保育サービスを受けながら、ゆとりをもって子育てをしています。
- ・介護を家族だけが行うのではなく、社会が支援しています。

学校

では

- ・子どもたちが互いの個性を大切にして、協力し合って育っています。
- ・次のステップ(進学、就職など)へ個人の適性を尊重した多様な選択がなされています。

地域

では

- ・男女が共に地域活動に積極的に参加し、豊かで住みよい地域づくりに貢献しています。
- ・防災、減災など地域の安全を守るために男女共同参画の視点が入り入れられています。
- ・女性リーダーもたくさん活躍しています。

職場

では

- ・人生100年時代の到来を迎え、若い時からその時々的人生ステージにおいて、それぞれの希望に応じた働き方、学び方、生き方を選択できるようになっています。
- ・採用、昇進、賃金などで男女格差が解消され、個人の能力、意欲を充分に発揮しています。
- ・女性の経営者や管理職もたくさん活躍しています。
- ・女性が活躍できる職場環境が整うことで、男性も含めた全ての人の就業環境が改善し、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ(well-being)が実現されています。

第3次男女共同参画計画(中間改定)の概要

【計画の理念】

この計画は、「男女共同参画社会基本法」(平成11年施行)の趣旨を踏まえ、「愛媛県男女共同参画推進条例」(平成14年制定)の理念の下で、令和12年度には家庭・学校・地域・職場で巻頭のような目指すべき姿になることをイメージし、男女共同参画社会の実現を目指しています。そして、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、性別、年齢、国籍、性的指向・性自認に関する事等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人々が幸福を感じられるようなインクルーシブな社会の実現にもつながります。

【計画の位置づけ】

本計画は、男女共同参画の推進に関する基本的な計画として、次の性格を有します。

- 女性の職業生活における活躍推進計画(女性活躍推進計画)を含めて一体的に策定し、女性の活躍とともに、男女共同参画社会の実現に県が主体的に取り組むための計画
- 市町においては、市町の実情に応じた計画の策定及び施策の指針となる計画
- 県民及び企業においては、家庭・学校・地域・職場等あらゆる分野で男女共同参画社会の実現に努める指針となる計画

【計画の目標・テーマ】

男女共同参画社会の実現

—男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を発揮する社会の実現—

～人生100年時代、一人ひとりが自分らしく輝ける共生社会を目指して～

【計画の期間】

令和3年度から令和12年度までの10年間。

今回は計画期間後半の令和8年度から令和12年度の5年間について中間改定を行いました。

【中間改定の趣旨】

○本県の現状や課題に適切に対応し、国の施策とも呼応しつつ、実効性のある施策を総合的・計画的に推進するために中間改定を行いました。

【中間改定の背景】

○愛媛県総合計画～未来につなぐえひめチャレンジプラン～、愛媛県こども計画の策定、取組み成果と課題分析、県民の意識等を踏まえた県の動き

○女性活躍推進法の一部改正、第6次男女共同参画基本計画の策定、女性版骨太方針2026などの国の動き

【第3次男女共同参画計画策定後の国や県の動き】

○国の動き

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の一部改正、

「育児・介護休業法」の一部改正

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立

「男女雇用機会均等法」及び「女性活躍推進法」等の一部改正

「(独)男女共同参画機構法」及び関係法律の整備法の成立

男女共同参画社会基本法の一部改正

「第6次男女共同参画基本計画」の策定 等

○県の動き

「愛媛県総合計画～未来につなぐえひめチャレンジプラン～」の策定

「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画」の策定

「愛媛県こども計画」の策定、「愛媛県人権施策推進基本方針」の改訂

「第6次愛媛県農山漁村における男女共同参画に関する方針」の策定

第3次男女共同参画計画中間改定のポイント

【目 標】 男女共同参画社会の実現

【テーマ】 ～人生100年時代、一人ひとりが
自分らしく輝ける共生社会を目指して～

【共通課題】

- ①SDGsの実現
- ②アンコンシャス・バイアスの解消
- ③ジェンダー主流化の推進
- ④多様な幸せ（well-being）の実現

主要課題1 男女の人権の尊重

重点目標(1)ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

○夫婦間、生活の本拠を共にする交際相手の暴力の有無

暴力（身体的、心理的、経済的、性的）について
「経験がある」と回答した者は23.5%
(内訳) 男性40.1%、女性58.4%、回答なし1.5%

○女性に対する暴力をなくすための方策

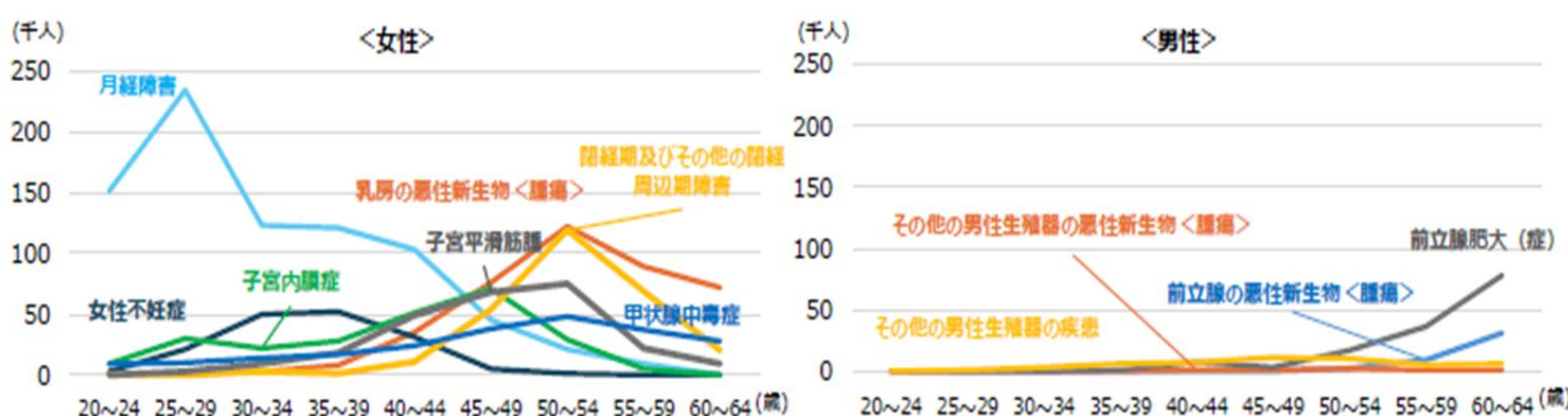
- 1 法律や制度の見直しを行う 33.8%
- 2 犯罪の取締まりを強化する 30.2%
- 3 学校における男女平等や性についての教育を充実させる 29.5%
- 4 被害女性のための相談所や保護施設を整備する 28.7%
- 5 捜査や裁判での担当者に女性を増やし、被害女性が届けやすいようにする 24.3%

重点目標(3)生涯を通じた男女の健康支援

女性と男性では、健康課題の内容も課題を抱えやすい時期も異なる。

■ 女性特有、男性特有の病気の総患者数（年齢階級別・令和5年）

(出典) 厚生労働省「令和5年患者調査」



●ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

・これまで女性にフォーカスされていたが、こどもや男性、性的マイノリティ等多様な属性に対する暴力についても認識が広がっていることから重点目標及び施策の方向を「女性に対する暴力」から「ジェンダーに基づくあらゆる暴力」に変更

●生涯を通じた男女の健康支援

・女性特有の健康課題に加え男性特有の健康課題にも着目し、男女ともに自分自身及び多大の身体的性差を十分に理解し、人権を尊重しあうことが男女共同参画社会の実現に不可欠であることから、重点目標を「女性の健康支援」から「男女の健康支援」に変更

●仕事と健康課題の両立の支援の追加

・男女ともに職業生活における健康の維持・増進は働く人の多様な幸せ(well-being)を高め、企業の生産性向上にも寄与されるものであり、社会全体で取り組む必要がある課題であることから、施策の方向性に「仕事と健康課題の両立の支援」を追加
・具体的施策として企業におけるプレコンセプションケアの普及啓発や知識取得に向けた取り組みを明記

第3次男女共同参画計画中間改定のポイント

重点目標(4) 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境整備

○女性であることを理由とした困難な問題を経験したり、見聞きしたりした経験の有無

「経験がある」または「見聞きしたことがある」と回答した者は**44.0%**

○女性であることを理由とした困難な問題を誰かに打ち明けたり相談したか

- 1 **どこにも相談しなかった 32.0%**
- 2 友人・知事に相談した 26.8%
- 3 家族に相談した 22.1%
- 4 医師に相談した 7.4%
- 5 行政の相談窓口相談した 6.9%

【相談しなかった理由】

- 1 相談するほどのことではないと思った 33.0%
- 2 相談しても思うような対応が期待できないと思った 29.1%
- 3 相談先を知らなかったから 16.3%
- 4 相談する勇気が出なかったから 16.0%
- 5 相談した後の栄養が不安だったから 16.0%

●男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

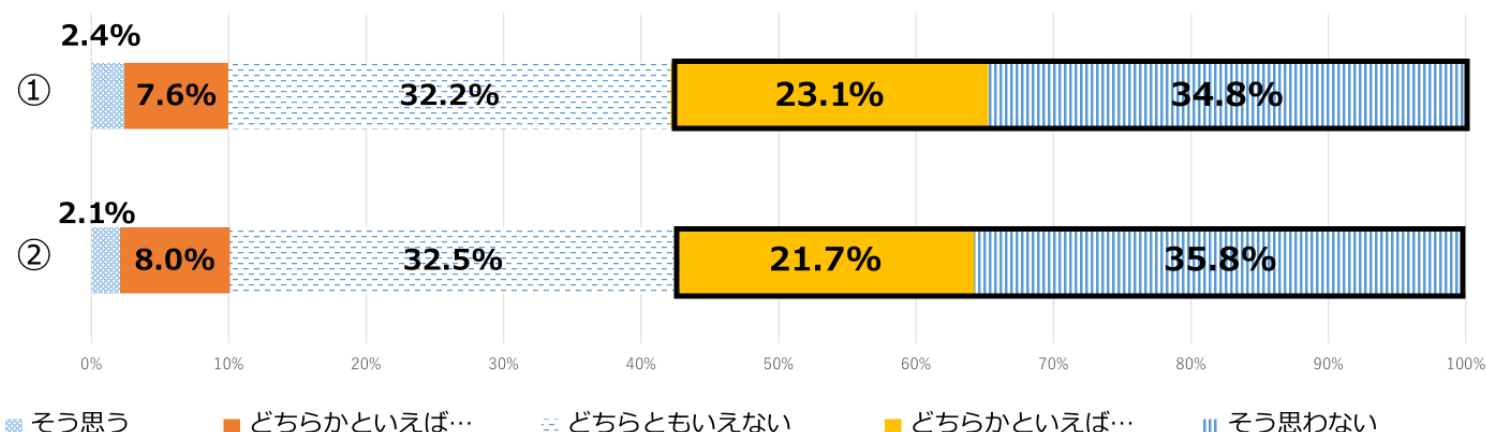
・困難な問題を抱える女性等に対し、困難な状況が固定・連鎖しないようきめ細かな支援が必要とされていることから、施策の方向に従来の「自立支援」に加え、「保護体制の充実」を追加

主要課題2 男女共同参画の視点に立った意識改革

重点目標(1)男女共同参画の視点に立った男女双方の意識改革と実践

○家庭についての意見

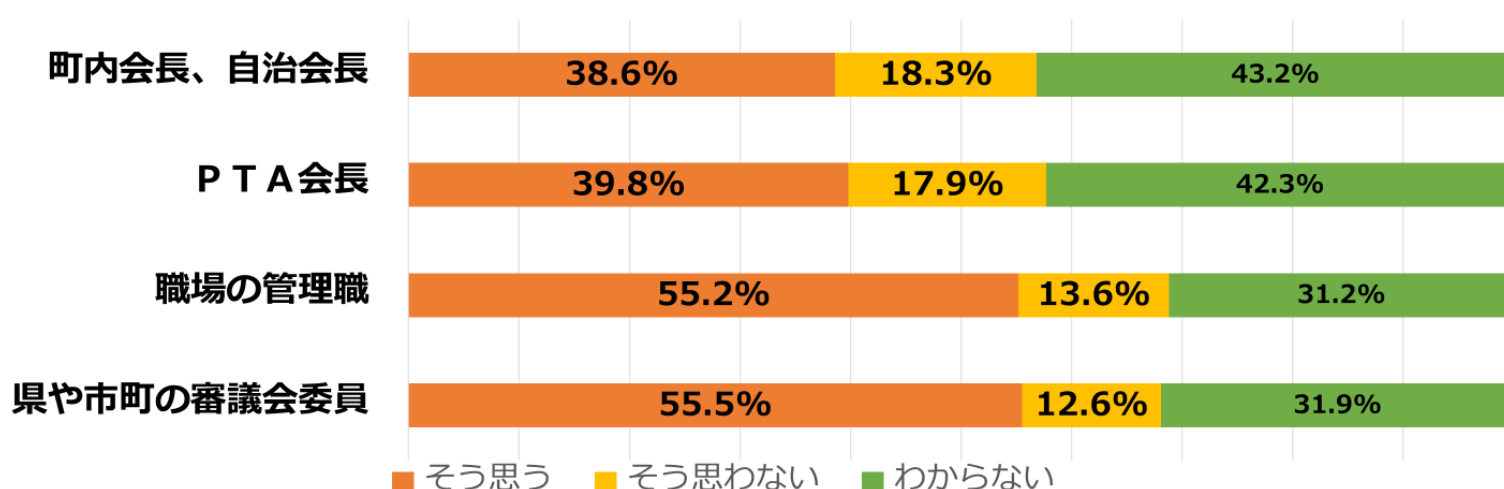
- ①「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方
- ②「仕事を持っている場合でも、家事・育児は女性がする方がよい」という考え方についてそう思わないと回答した人が**約6割**



主要課題3 意思決定の場への女性の参画拡大

○女性がもっとついった方がよい役職

女性が審議会委員や職場の管理職についた方がよいと**約6割**が回答



●意思決定の場への女性の参画拡大

・行政・民間部門双方における女性の参画拡大に向け、長時間労働の是正や男性の育休取得促進等仕事と家庭の両立支援の取組の強化を明記

・働く女性同士のネットワークの構築に向けた支援や女性一リーダーの育成、リスキリングプログラムの提供などのキャリア形成支援を具体的施策として追加

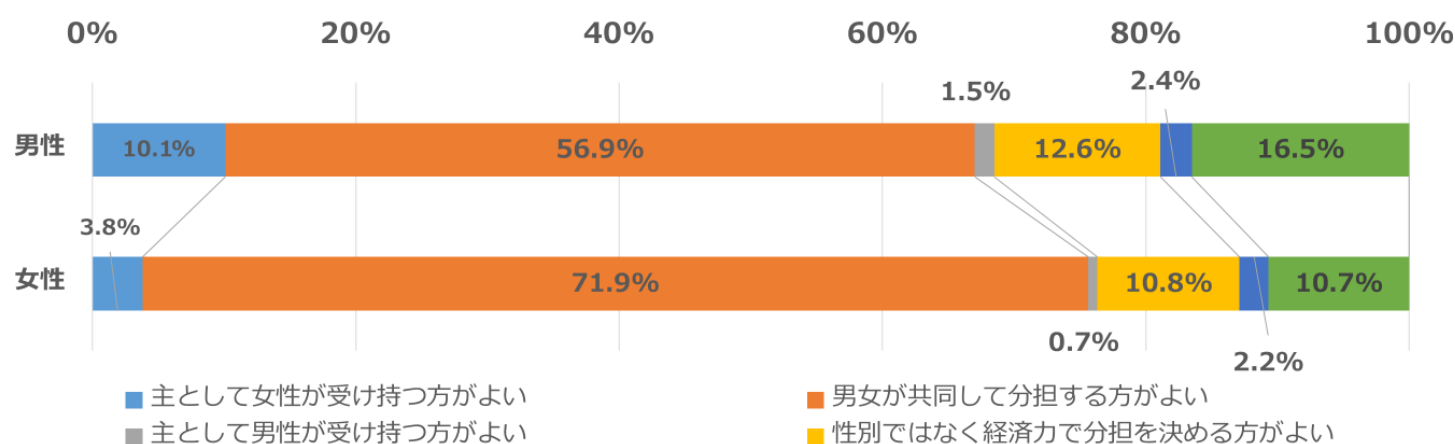
第3次男女共同参画計画中間改定のポイント

主要課題4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備

重点目標(1)男女が共に参画する家庭・職場・地域づくり

○家事・育児・介護の分担等

男性の**6割**、女性の**7割**が
家事等を**男女が分担**するのがよいと回答



●男女が共に参画する家庭・職場・地域づくり

・若い世代の多くは男女ともに育休を取得して子育てをしたいと考えているなど、「共働き・共育て」の実現や、働くことを希望するすべての人が仕事と生活の両立を実現できる職場環境が求められていることから、施策の方向①を「性別に関わらず誰もが働きやすく、働きがいをもって就業継続できる職場環境の整備推進」に、②を「共働き・共育ての実現に向けた仕事と育児の両立支援、男女双方の意識改革・理解促進」に変更

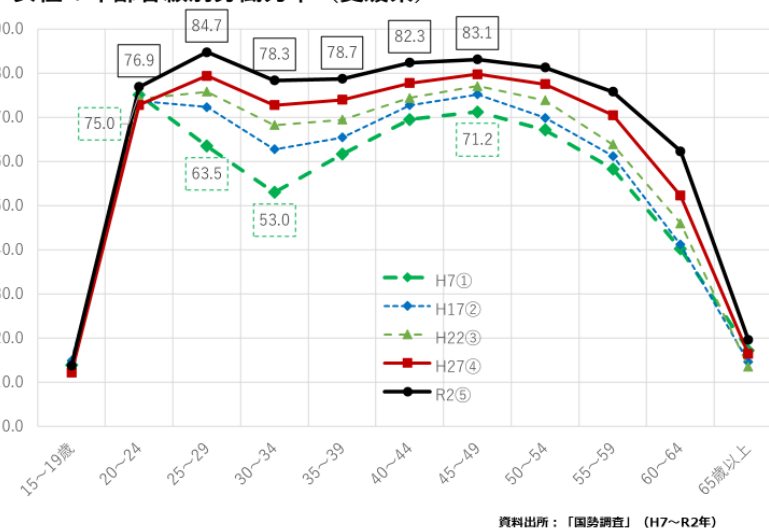
主要課題5 雇用等における男女共同参画の推進

重点目標(2) 職業生活における女性の活躍推進

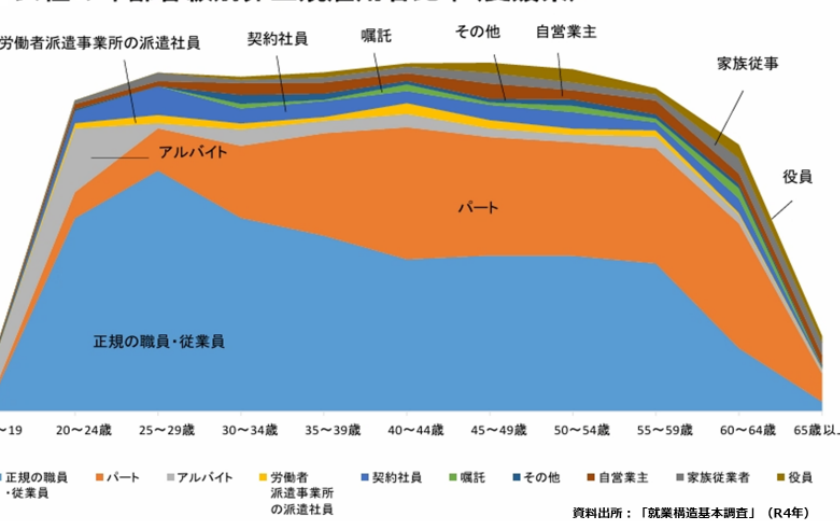
○女性の労働力率・正規雇用者比率

本県の女性の雇用者は約31万2千人で、**M字カーブも浅く**なっているが、正規雇用者比率では**L字カーブが顕著**

女性の年齢各級別労働力率(愛媛県)



女性の年齢各級別非正規雇用者比率(愛媛県)



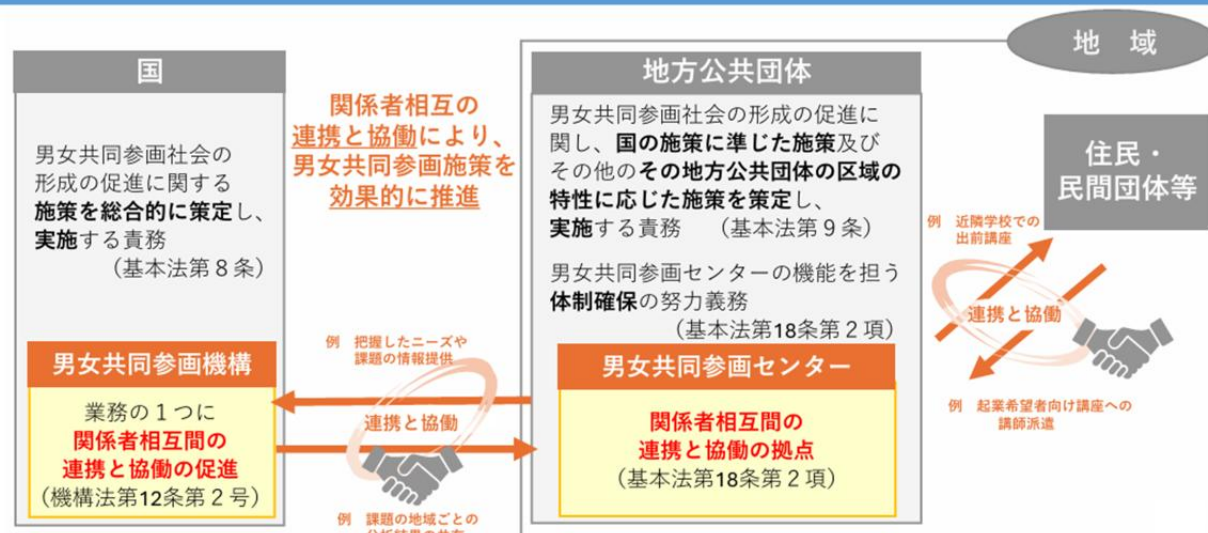
●職業生活における女性の活躍推進

・M字カーブはほぼ解消に向かっているものの、正規雇用者比率では30代以降の子育て世代で急激に低下する「L字カーブ」が男女間の賃金格差の要因の一つとされていることから、具体的施策として「ひめボス宣言事業所認証制度」や女性創業経営支援、リスキリングプログラムの提供などの取組を追加

推進体制

拠点施設の充実、機能強化

男女共同参画社会基本法の一部改正により**(独)男女共同参画機構と男女共同参画センターとの連携・協働が明文化**



(出典: 令和8年度第1回都道府県・政令指定都市主幹課長等会議資料)

●推進体制

・男女共同参画センターの関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点としての役割を明記

・男女共同参画センターと各地の男女共同参画センターを強力に支援する(独)男女共同参画機構(JGEPA)との密接な連携を明記

計画の体系

この計画は、基本的方向を定めた「施策の大綱」と、計画の円滑な実施を図るための事項を定めた「推進体制」により構成しています。

○施策の大綱 目 標：男女共同参画社会の実現

テーマ：「～人生100年時代、一人ひとりが自分らしく輝ける共生社会を目指して～」

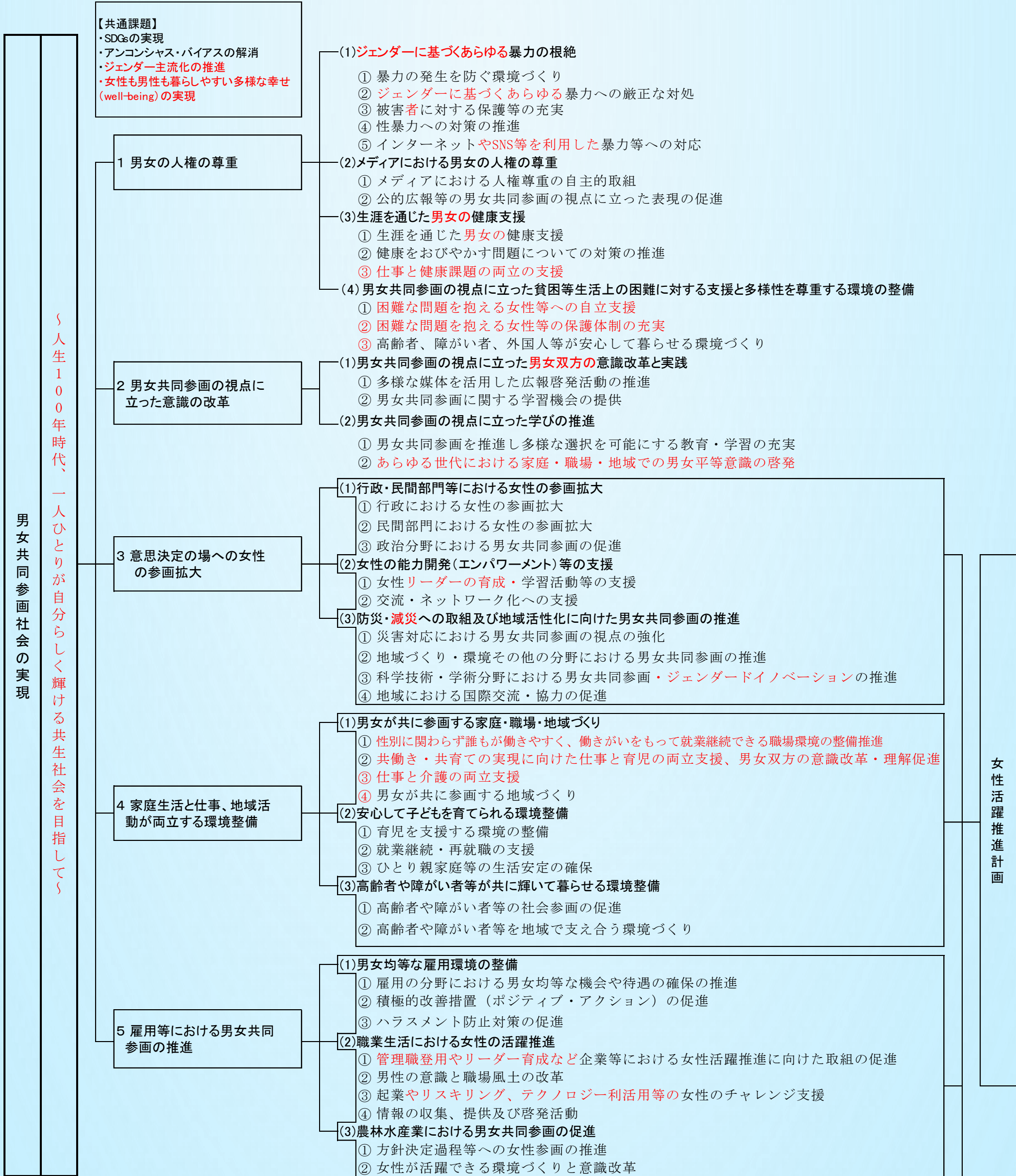
計画の目標・テーマ達成を目指し、5つの主要課題、15の重点目標、44の施策の方向を設定しています。

○施策の大綱

【目標・テーマ】

【主要課題】

【重点目標・施策の方向】



○推進体制

推進体制の充実

- 1 男女共同参画推進条例の適切な施行
 - ・男女共同参画推進本部の下に女性活躍推進部会を設置
- 2 市町、関係機関、民間団体、事業者等との連携強化
 - ・えひめ女性活躍推進協議会(県内経済団体等で設立)や愛媛労働局、大学、事業者等との連携
- 3 拠点施設の充実、機能強化
 - ・(独)男女共同参画機構(JGEPA)との密接な連携と地域の実情に応じた取組の実施
 - ・地域の女性人材の育成とネットワーク化、防災力の推進拠点としての機能強化
- 4 計画の進行管理、公表
 - ・EBPMIに基づくPDCAサイクルの着実な推進

女性活躍推進計画

数値目標

主要課題	重点目標	項 目	目標数値	
			現状値 (R7年度調査時点)	目標値 (R12年度)
1 男女の人権の尊重	ジェンダーに基づく暴力の根絶	女性の犯罪被害防止講習の実施回数	126回	50回
		特定健康診査実施率	56.7%(R6)	70%(R11)
	生涯を通じた男女の健康支援	こども家庭センター設置市町数	15市町	20市町(R8)
		プレコンセプションケアに取り組む企業数	5社	累計30社(R8)
	男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	ひとり親家庭の就業率	92.9%	94%以上(R8)
		ひとり親家庭学習支援ボランティア実施市町数	5市町	10市町(R11)
		配偶者暴力相談支援センターへの相談件数	766件	1,000件(R11)
2 男女共同参画の視点に立った意識の改革	男女共同参画の視点に立った意識改革と実践	男女の地位が平等と感じる人の割合 (「平等になっている」及び「どちらかといえばどちらかの性が優遇されている」と感じる人の割合の合計)	68.8%	85%
	男女共同参画の視点に立った学びの推進	県立高校生の保育・介護体験活動への参加率	56.3%(R元)	60%
		ライフデザインの作成に積極的になった人の割合	96.8%	100%
3 意思決定の場への女性の参画拡大	行政・民間部門等における女性の参画拡大	審議会等における女性委員の割合	39.4%	45%以上
		県職員(知事部局等※)の女性役付職員(係長級以上)の割合	21.3%(R6)	27%
		県職員(知事部局等※)の女性管理職(課長級以上)の割合	13.1%(R6)	18%
	防災・復興への取組及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進	消防団員における女性の割合	3.8%	10%目標としつつ当面5%
		防災士における女性の割合	26.4%	33%(R12)
4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備	男女が共に参画する家庭・職場・地域づくり	えひめ家庭教育サポート企業の協定締結件数	104件	135件
		県職員(知事部局等※)の育児休業を取得した男性職員の割合	108.1%(R6)	100%(R11)
		県職員(知事部局等※)の育児休業を2週間以上取得した男性職員の割合	75.7%(R6)	85%(R11)
		仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合	40.8%(R元)	向上
		LINE版愛顔の子育てサイト「きらきらナビ」の男性利用者割合	21.3%	20%(R11)
		愛媛ボランティアネット会員登録数	5,401会員	5,100会員(R8)
	安心して子どもを育てられる環境整備	「えひめのびのび子育て応援隊」登録店舗数	1,975件	2,400件(R11)
		子どもの愛顔応援ファンドを活用してサポートした子どもや親の年間人数	5,154人(R6)	1万人
		家庭教育を支援する講座・学習会の開催回数	446回	420回(R11)
		勤務保育士数(新配置基準に沿った保育を実施するための必要数)	6,036人	7,000人(R11)
		待機児童数	0人	0人
		地域子育て支援拠点施設設置箇所数	47箇所	93箇所
		放課後児童クラブ登録児童数	16,165人	16,700人(R11)
		病児・病後児保育の延べ利用人数	16,235人	20,980人(R11)
		ファミリー・サポート・センターの設置箇所数	12箇所	13箇所(R11)
		認定こども園の認可・認定数	134箇所	157箇所(R11)
		子育て短期支援(ショートステイ)	10市町	19市町(R11)
	高齢者や障がい者等が共に輝いて暮らせる環境整備	短期入所サービス	576,090日	650,301日
		認知症サポーター養成数	218,538人	219,000人(R8)
		民間企業における障がい者雇用率	2.58%	2.7%(R8)
		バリアフリー化に配慮した県営住宅戸数割	93.1%	100.0%(R11)
5 雇用等における男女共同参画の推進	男女均等な雇用環境の整備	ひめボス宣言事業所制度認証件数	966社	1,650社
	職業生活における女性の活躍推進	女性の平均勤続年数	10.8年	12.0年
		育児休業取得率	男性 42.1% 女性 88.6%	男性 80.0%(R8) 女性 91.7%(R8)
		25歳から44歳までの女性の就業率	77.9%(R2)	82.0%
		県が関与したデジタル分野のリスキリング講座を受講した女性の数	137人	400人(R9)
	農林水産業における男女共同参画の促進	農業委員及び農地利用最適化推進委員会における女性の登用	14委員会	複数の委員登用 20委員会
		農業協同組合の役員に占める女性の割合	12.6%	20%
		女性役員を登用している森林組合等の認定林業事業体の割合	43.3%	45%
		漁業協同組合の正組合員に占める女性正組合員の割合	4.9%	4.9%
		認定農業者に占める女性の割合	9.0%	10%
		家族経営協定締結数	1,188戸	1,200戸
		県林業研究グループ連絡協議会の会員に占める女性の割合	17.7%	17%
		一次産業女子メンバー数	176名	230名
		認定新規就農者に占める女性の割合	19.8%(R6)	24%

※知事部局及び諸局(教育委員会を除く)



第3次愛媛県男女共同参画計画中間改定

令和8年 月

発行 愛媛県企画振興部地域未来創生局少子化対策・男女参画課
〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2
ホームページ <https://www.pref.ehime.jp>

TEL 089-912-2332 FAX 089-912-2444